

JIS

織 維 雑 品 用 語

JIS L 0213-1983

(2008 確認)

昭和58年3月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

繊維部会 繊維雑品用語専門委員会 構成表(昭和45年10月1日改正のとき)

	氏名	所属
(委員長)	小川安朗	文化女子大学
	石川章一	東京工業大学
	加藤貞夫	日本メリヤス検査協会
	坪井弘司	繊維高分子材料研究所
	細矢 薫	通商産業省繊維雑貨局繊維検査課
	細田一夫	蚕糸試験所
	赤羽信久	工業技術院標準部
	三平和雄	岐阜大学
	中西光次	繊維雑品検査協会
	山田芳三	日本輸出縫製品検査協会
	池田豊禎	旭興株式会社
	瀬尾貞治郎	日本繊維雑品工業組合連合会
	中村 巖	レース工業会
	道明 新兵衛	無形文化財
	本多将郎	日本生産性本部
	永岡 稔	日本百貨店協会
	小石烈弘	株式会社高島屋
(事務局)	深沢保義	工業技術院標準部繊維化学規格課
	天野 宏	工業技術院標準部繊維化学規格課
(事務局)	山本繁文	工業技術院標準部繊維化学規格課(昭和58年3月1日改正のとき)
	吉村大輔	工業技術院標準部繊維化学規格課(昭和58年3月1日改正のとき)

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和42.8.1 改正：昭和58.3.1 確認：平成9.10.20

官報公示：平成9.10.20

原案作成協力者：繊維工業標準研究会

審議部会：日本工業標準調査会 繊維部会(部会長 石川 欣造)

審議専門委員会：繊維雑品用語専門委員会(委員長 小川 安朗)(昭和45年10月1日改正のとき)

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 環境生活標準化推進室(☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

繊維雑品用語

L 0213-1983

(1997 確認)

Glossary of Terms Used in Textile Sundry Goods

1. 適用範囲 この規格は、繊維用語のうち繊維雑品部門として用いる主な用語について規定する。繊維雑品とは、最終製品及びその副資材として用いられる細幅織物、ひも類、ふさ、モールなどの繊維製品をいう。

備考 細幅とは、幅が主として13 cm未満のものをいう。

2. 分類

(1) 細幅織物

- (a) バンド類・ベルト類
- (b) テープ類
- (c) リボン類
- (d) ゴム糸入織物類
- (e) ネーム・マーク・その他

(2) ひも類

- (a) 一般組ひも類
- (b) ゴムひも
- (c) 靴ひも
- (d) 横巻ひも
- (e) 編ひも
- (f) さなだ

(3) ふさ・モール・編ブレード

- (a) ふさ
- (b) モール
- (c) 編ブレード

3. 用語・読み方・意味 用語・読み方・意味は、次のとおりとする。

なお、参考として対応英語を示す。